原発事故の被害に遭われた皆さんへ

損害賠償の請求に ADRセンターの和解仲介手続を 利用してみませんか

手続は無料です



これまで3万件以上の申立てがあり
終了した事案の約8割で
和解が成立しています

申立ては簡単です



申立書の書き方は
センターの事務所・支所の窓口や
フリーダイヤルでサポートします

申立て時に 資料等がなくても 大丈夫です



申立て後 担当する調査官が
電話や書類などで
事情をお伺いします

詳しくは次ページからの説明をご覧ください

文部科学省　原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

例えば、このような ご事情はありませんか？

実際の和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

長年 生まれ育った町に住み
地域との結びつきが強い



家族が離れ離れになり
二重生活となった



避難により
職を失った



介護や乳幼児の世話を
しながら避難した



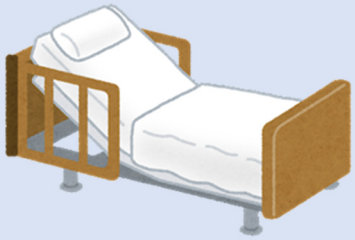
自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



持病や障害を
抱えながら避難した



避難により
健康状態が悪化した



避難により**農機具が**
管理できず使用不能となった



自宅の
除染作業を
行った



墓石の修理費用や
移転費用が かかった



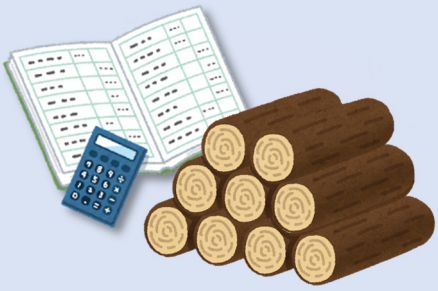
避難時に持ち出せなかった
高額家財（ピアノ・ひな壇・着物等） があった







生じた**営業損害**に対し
直接請求による賠償では
不十分



直接請求で
賠償された**営業損害**が
十分か わからない



ＡＤＲセンターのホームページで
他にも多数の事例を公表しています

事例について もう少し詳しく ご紹介します



1 避難により家族が離れ離れになったこと・乳幼児の世話をしながら避難したことに対する賠償がされた事例

公表番号2179

■申立人：

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した家族（父母及び子2名）

■ポイント：

避難後すぐに申立人父が仕事の都合で郡山市に帰還したため別離状態となったこと、申立人母が不慣れな避難先で申立人子ら（いずれも未熟児で出生した双子であり、原発事故当時1歳未満であった。）の世話をすることを余儀なくされたこと等が考慮された。

■和解内容：

平成23年分の精神的損害合計60万円の他に精神的損害（一時金）合計15万円の賠償が認められるなどした。

2 避難により家族が離れ離れになったこと・持病を抱えながら避難したこと・介護をしながら避難したことに対する賠償がされた事例

公表番号2130

■申立人：

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち3名及び申立外1名が相続）並びに父母及び長男

■ポイント及び和解内容：

申立人らの日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成23年3月から平成27年3月まで各自月額10万円を支払済み。）に関し、

① 亡祖父母及び父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで月額3万円）の賠償を認めた。

② 亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父につき月額3万円、亡祖母につき月額2万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認めた。

③ 母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父の介護につき月額3万円、亡祖母の介護につき月額1万円）の賠償を認めるなどした。

3 避難により仕事を失ったことに対する賠償、除染費用に対する賠償がされた事例

公表番号1626

■申立人：
自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した大人4名

■ポイント及び和解内容：
避難により退職した母の就労不能損害等が賠償されたほか、業者が実施した除染（コンクリートブロックの敷設等を含む。）につき、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額の7割相当額が賠償された。

4 自家消費米・野菜の購入費用、避難の際に持ち出せなかった高額家財に対する賠償がされた事例

公表番号2101

■申立人：
帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた方々

■ポイント及び和解内容：

① 平成23年3月から令和元年12月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償を認めた。

② 高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は50年、ピアノは40年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償を認めた。

5 墓地の移転費用が賠償された事例

公表番号1541

■申立人：
帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内に墓を有していた方々

■ポイント及び和解内容：
申立人らの墓の移転費用について、墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額が賠償された（ただし、既払金151万円は除く）。

6 避難による生活費増加費用、使えなくなった農機具の賠償、避難により病気になり 仕事ができなくなったことに対する賠償がされた事例

公表番号1695

■申立人：
居住制限区域（飯舘村）に居住していた方々

■ポイント及び和解内容：

① 避難生活中の生活費増加費用（事故前は自家消費用に栽培していたことにより負担のなかった米及び野菜に係る食費並びに井戸水を利用していたことにより負担のなかった水道費等）、父が所有していた農機具等の財物損害が賠償された。

② 原発事故の被害者であることから職場でいじめを受けたことによりうつ病を患い就労が困難となった子の、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料等の生命身体的損害、平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減して考慮）が賠償された。

7 生活基盤変容慰謝料が増額された事例

公表番号2180

■申立人：
避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた方

■ポイント：

楢葉町で生まれ育ち、居住期間が70年以上にわたっていたことや、地域の施設に長年勤務し、近隣に居住する住民や親戚と密に交流して生活していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等が考慮された。

■和解内容：

生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として30万円の賠償が認められた。

生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。

8 東電からの直接請求による賠償では不十分であったが追加で賠償が認められた事例

公表番号2159

■申立人：
自主的避難等対象区域において山菜料理を提供する飲食店を営む方

■ポイント：
営業損害（平成27年8月以降の分）について、直接請求手続にて東京電力の同年6月17日付けプレスリリースに基づき直近の年間逸失利益額の2倍相当額は賠償されたものの、同年8月以降も原発事故前に山菜を採取していた地域での山菜の出荷制限が継続し、山菜の仕入れや調理に係る費用が増加していたこと等の事情が考慮された。

■和解内容：
同月から令和5年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合につき、平成27年8月から令和元年12月までは8割、令和2年は6割、令和3年及び令和4年は5割、令和5年は4割として算定し、上記2倍相当額の既払金を控除。）が賠償された。

9 東電が要求する資料がないために直接請求で認められなかった賠償がADRで認められた事例

公表番号2002

■申立人：
居住制限区域（浪江町）から避難した方

■ポイント及び和解内容：
避難交通費及び引越費用が賠償されたほか、電気工事業を営んでいた申立人夫についての事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定した。）及び妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成26年3月から平成28年2月まで）がそれぞれ賠償された。

「自分も該当するかも」と思われた方は、ぜひADRセンターの利用をご検討下さい

次ページから、センターの概要と手続について、ご説明します

ADRセンターとは



Q１　原子力損害賠償紛争解決センター（＊）とは、何ですか?
＊以下 「センター」といいます

A１　法律に基づき、平成２３年３月の東京電力福島第一・第二原子力発電所事故（以下 「本件事故」といいます）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介をする組織です。

Q2　センターの特徴は何ですか?

A2
- 申立ては無料（ただし、書類作成費用、郵送費用等は自己負担です）
- 弁護士を立てず、ご本人だけでも申立てできます。
- 公正・中立な第三者の仲介委員（弁護士）が東京電力との間に入って和解を仲介します。
 → 申立人が東電と直接話をする必要はありません。
 仲介委員が、和解案を検討し、東電と申立人に提示します。

Q3　どのくらいで和解が成立しますか?

A3　標準的な申立てでは、申立てから平均約８.８か月で和解案が提示されています。

Q4　申立てをしたいのですが、どのようにすればよいですか?

A4　申立書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法でご提出ください。＊各事務所所在地等は、裏表紙をご参照ください。

①東京事務所あてに郵送
②東京事務所や福島県内の最寄りの事務所・支所に持参

センターが自治体等と連携して実施する説明会場では、弁護士等の専門家から説明を受けながら申立書を作成できます。

Q5　申立書はどこで入手できますか？自分で作成できますか？

A5　該当する項目にチェックをつけるなどして完成する、簡易な申立書の様式を用意しています。

- センターの各事務所・支所の受付に備え付けてあります。
- センターのホームページからのダウンロードもできます。 ▶▶▶
- 申立書を送ってほしい、書き方がわからない等は、以下にご連絡ください。

センターフリーダイヤル　０１２０－３７７－１５５

Q6　東京電力に直接請求中です。センターに申立てできますか？

A6　申立てできます。

Q7　すでに東京電力に直接請求して賠償金を受け取っていますが金額に不満があります。センターに申立てできますか？

A7　申立てできます。

Q８　レシートなどの資料が手元に残っていないのですが、申立てできますか?

A8　申立てできます。

Q９　今まで東京電力から何について賠償してもらっているのか、自分が何を請求できるのかわかりませんが、十分に賠償されていない気がします。申立てはできますか?

A9　申立てできます。
センターの手続きの中で、これまでの賠償状況の確認や、東京電力に提出した資料の取り寄せをして賠償が十分にされているか、漏れがないか確認することができます。

Q１０　申立て後に、途中で、手続きをやめることができますか?その後、また申立てをすることができますか?

A１０　はい、できます。その後、また申立てをすることができます。

Ｑ１１　事故から１０年以上過ぎています。まだ申立てできますか？

Ａ１１　申立てできます。
現在も多くの申立てについて、和解が成立しています。
東京電力も、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることはせず、消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨公表しています。

Ｑ１２　亡くなった親の分を請求したいのですが、できますか?

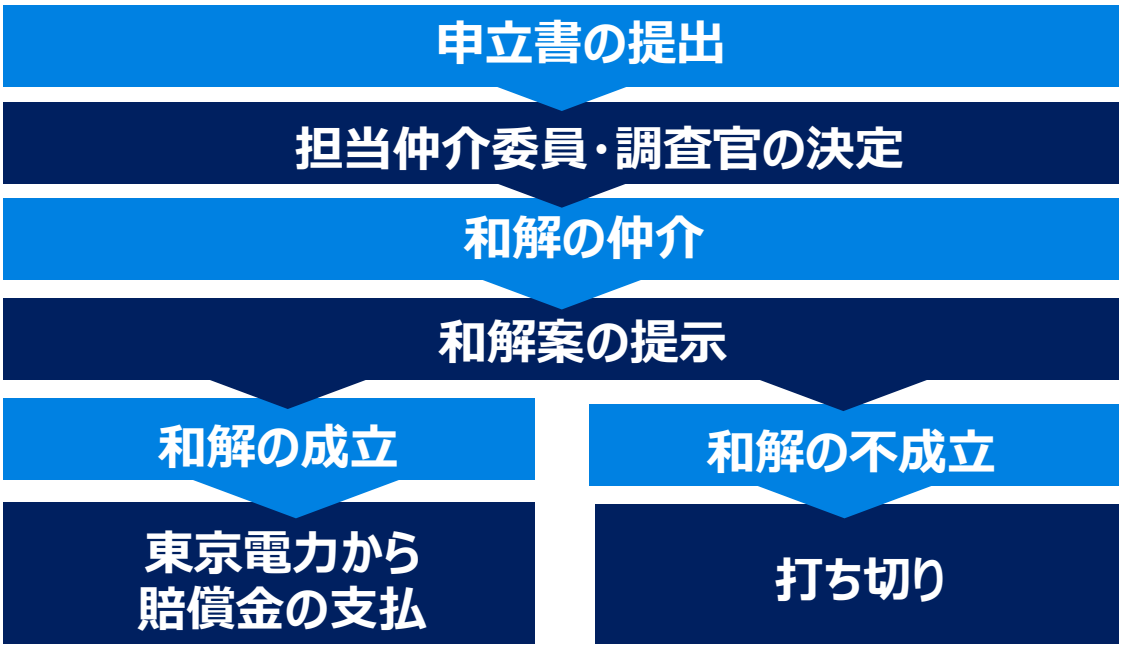
Ａ１２　相続人の方が申し立てることができます。次ページをご覧ください。

Ｑ１３　東京電力は和解に応じるのですか？

Ａ１３　これまで３万件以上の申立てがあり、終了した事案の約８割で和解が成立しています。

Ｑ１４　申立後は、どのように手続きが進むのでしょうか?

Ａ１４　手続きの大まかな流れは、以下のようになります。



手続きの流れをわかりやすく解説した
漫画冊子を用意しています。



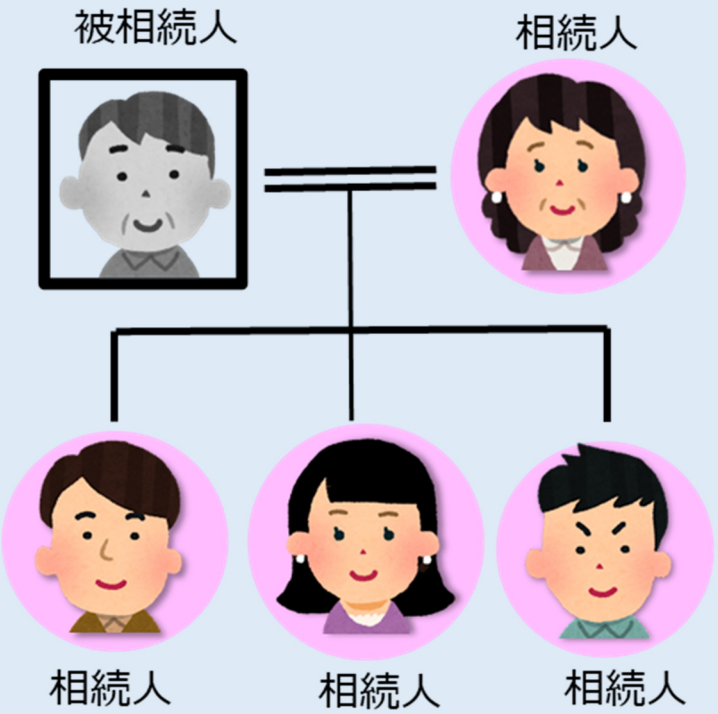
亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか？

- **亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、相続人が請求することができます。**

- **相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立て**をしていただいておりますが、相続人の一部が所在不明や連絡が付かない場合などには、その相続人を除いた形で申立てできる場合もあります。

【提出いただく主な書類】 ※申立て後の提出も可能

- 申立人（相続人）の現在の戸籍謄本
- 亡くなった方（被相続人）の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等

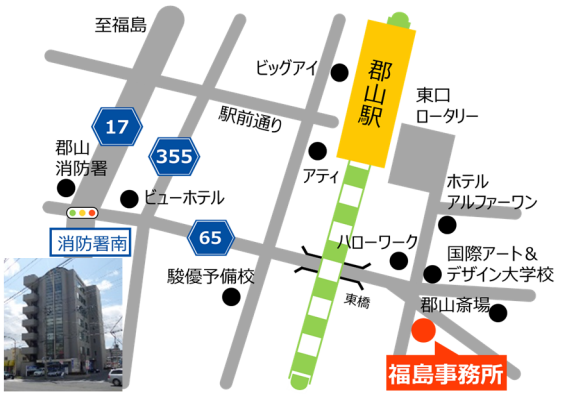




早期一部支払の
手続の流れ

ADRセンターの事務所・各支所が利用いただけます

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10　郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 ~~火~~ 水 ~~木~~ 金



福島県福島市栄町6-6　福島セントラルビル3階
（旧ユニックスビル）

会津支所 開所日 ~~月~~ 火 ~~水~~ 木 ~~金~~



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 ~~水~~ 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします



〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8 東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
（又は ADRセンター東京事務所）

お問い合わせ先
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル
0120-377-155
（受付時間　平日10:00～17:00）

ADRセンター
ホームページ

ADR手続の
主な流れ

令和8年7月発行